

『思忠志集』件名細目（上）

氏家幹人

本稿は、当館所蔵『思忠志集』（請求番号 一九〇—〇一八二）の件名（内容）細目である。

『思忠志集』は、全二十巻（二十冊）から成り、旗本の天野弥五右衛門長重（一六二二—一七〇五）が、正保年間（一六四四—四八）から元禄二年（一六八九）まで、四十年以上にわたって折々に記した教訓や見聞そして諸種の記録（書物の抜粹や古歌、手紙など）を収録している。当時の世相や武士の心得、將軍大名旗本の逸事等のほか、養生法に関する記事も多い。江戸前期の歴史とりわけ幕府旗本の思想や生活実態を知るための第一級の史料である。

記事の件数は二千十五にのぼり、各記事には通し番号と件名が付されている。

当館の目録（『内閣文庫国書分類目録』）では、「随叢」中「雑抄」に分類され、内訳は「二〇巻思忠管見一卷」で全二十二冊とあるが、より正確には、第一冊目が『思忠管見』、第二冊目が『思忠志集目録』、三冊目以降二十二冊目までが『思忠志集』である。

毎冊冒頭に「秘閣図書之章」の蔵書印が捺され、紅葉山文庫旧蔵かとも思われるが、同文庫の目録に記載がなく、また現存する『書物方日記』に『思忠志集』は見当たらない。『内閣文庫国書分類目録』にも「楓」（紅葉山文庫旧蔵の略号）の記載はなく、後述のように八代將軍徳川吉宗が閲覧した

事実はあるが、江戸時代にどこが保管していたか（天野家か幕府か）さだかではない。

『思忠志集目録』では右肩に朱で通し番号を付し、「一良薬却成毒事」（通し番号七百九十五）のように件名が記されている（本文にも同様に通し番号と件名が朱書きされているが、本文では件名の「事」を欠いている）。

『思忠管見』について、人見竹洞は、『思忠志集』の序の中で、「別に治道政事の一冊有り。源氏物語の雲隠に擬し、以て副本と為し、之を命じて思忠管見と曰ふ」（原漢文）述べている。「雲隠」とは巻名だけが伝えられ本文が伝存しない『源氏物語』の巻名。『思忠管見』がその「雲隠」に相当するというのは、書かれた時期等が明記されていないが、『思忠志集』のまぎれもない一部であるという意味であろう。

人見竹洞（一六三七—九六）は幕臣で、名は節。のち宜卿。竹洞は号で、剃髪後は友元と称した。林家と親交があり、五代將軍徳川綱吉に信任された人物である。

『思忠管見』のうち、もつとも重要な内容は、江戸の防火対策の方法を論じた建言で、長重は、江戸の過密な人口を周辺地域や地方に分散させ、道路の幅や空地（火除け地）を広くせよと論じている。『有徳院殿御実紀附録』に次の記述がある。

又火災をさくするため空地を設け、茅屋をとめて瓦屋にせよとふれられしなどは、赤坂にすめる処士伊賀蜂次郎といふもの建言せし事といへり。其頃天野丹後守昌孚が父弥五右衛門長重があらはせし忠思集の中にも、春秋伝に大屋徹之小屋塗之といへるを本拠として、とかく火を防ぐは、空曠の地をあまた設け、市人の居室を塗籠につくるにしく事あるまじと申たりし。かれこれをあはせて仰出されしとなん。

有徳院殿（八代將軍徳川吉宗）は、積極的に江戸の防火対策を講じ、そのために有用な建言を受け入れた。天野長重が『忠思集』（『忠思志集』）あるいは『忠思管見』のことであろう）で述べた空閑地の造設と家屋の難燃化の提言も、吉宗の防火対策の参考にされたというのである。

ちなみに長重は天野丹後守昌孚の父ではなく祖父。昌孚の父の長頼が元禄二年（一六八九）に四十八歳で没したため、昌孚が元禄十四年に祖父長重の家督を継いで天野家の当主となった。昌孚は家督継承後、書院番・使番・目付・日光奉行を経て、享保八年（一七三三）に鎗奉行、寛保二年（一七四二）に西丸旗奉行を拝命。延享元年（一七四四）に職を辞し、翌二年に致仕（隠居）し、寛延二年（一七四九）に七十五歳で没している。『忠思集』は、鎗奉行就任以降に昌孚から將軍吉宗に差し出されたのであろう。

『忠思管見』には山田原欽による元禄三年（一六九〇）の叙と跋がある。山田原欽（一六六六—一九三）は、長門国萩藩士で、名は頼熙・熙・舜愈。原欽は字で、復軒と号した。漢詩に長け、書家・漢学者として知られていたが、元禄六年に二十八歳で、江戸の藩邸で自害を遂げた（原因は藩主毛利吉就との確執と伝えられている）。

*

『忠思志集』はどのような経緯で著されたのだろうか。

同書の一冊目（二十二冊の第三冊目）に、人見竹洞と山田復軒の漢文の序（いずれも元禄四年の記）と天野長重による和文の序の三種の序が載っている。当然ことながら、長重の自序が成立の事情をもっとも簡明に語っている。

序

此書の思ひ立、おろかなれハ、忠の節目も難計故、心あらん人の語り給ふを聞ても、おこなふ事ハ扱置、跡よりわする、責而覚えもして少にても我をせむる意もつかは、昨日よりハ道に入少意もあらんすれとも、跡かたもなきにより、利那の思ふ心さしには、古人の言葉またハ今とき人の云フ事、我も胸にある事、かろく浅きの構もなく、二重書をあらたむるにも不及、我が為にはならむと存るまでにて、ミつから書顕して、おのつから師匠と仰き、子どもの思ふ所をかへりミスしるし置て見るに、きのふ書たるを今日は悪しと思ふにつけても、師となれハ心より心にも伝へ、ならぬまでも、おのれと身をせいして、我と我に仕置を立んとす、是を忠節とおもへは、隙々筆にまかせ書載侍るへき而已

意識してみよう。

—この書を著そうと思ったのは、私が愚かで物覚えが悪いからである。私は、忠の道を学ぼうとして心得のある人の話を拝聴しても、実践はおろか、すぐ忘れてしまう。せめて話の内容を記憶して、わが身を鞭打つ気持ちにでもなれば、日々すこしずつ進歩するはずだが、すっかり忘れてしまうのだから進歩のしようもない。そこで、古人の言葉や今の人の話、あるいは折々に思いついたことを、それがためになると思えば、内容の軽重にかかわらず(どんなに些細な内容でも)、同じことを繰り返し書いてしまうのも気にせず書きとめ、わが師匠と仰ぐこととした【下略】—。

忠の道(長重にとつては、健康の維持と家計の安定、そして家族や家来との関係を円満に保つことも、忠の道にはかならなかった)を磨くために、知恵と教訓の源泉(師匠)とすべく『思忠志集』を著したというのである。跋にも触れておかなければならない。『思忠志集』は元禄三年(一六九〇)孟春(正月)十一日に記された「二千十五 述父母之忠勇」を以て終わるが、その後、山田原欽の「思忠志集跋」が添えられている。奇妙なのは「貞享丁卯之歳冬十有一月上浣復軒山田原欽撰拜書」とあること。つまり跋は貞享四年(一六八七)十一月上旬に書かれていたのである。『思忠志集』に収録される記事が、予定では貞享四年頃までだったのが、元禄三年まで伸ばされた結果と考えるのが自然だろう。

*

天野弥五右衛門長重とはどんな人物だったのだろうか。

『寛政重修諸家譜』によれば、長重の幕臣としての経歴は以下の通りである。

祖父の天野繁昌は、幼くして徳川家康の嫡子信康に仕えたのち、家康に仕えて二百石の知行を得、慶長十九年(一六一四)十月に五十八歳で没した。

父の天野長信は、慶長七年(一六〇二)に十六歳で家康に仕えたのち、大坂冬の陣・夏の陣に従軍し、元和二年(一六一六)に納戸番頭を拝命。寛永三年(一六二六)九月に東福門院附となり、従五位下豊前守に叙任。同二十年八月、禁裏附となり、二千五百三十石を知行した。正保二年(一六四五)正月、京都で没した。享年五十九。

天野弥五右衛門長重は、天野長信と大河内久綱の女子(長信妻)との間に、長男として誕生した。『寛政重修諸家譜』に誕生の年は記されていないが、宝永二年(一七〇五)に八十五歳で没しているから、それは元和七年(一六二二)でなければならぬ。

長重の母は、三代將軍家光と四代將軍家綱に仕え、老中として幕政を担った松平信綱の姉であり、すなわち長重は、信綱と叔父甥の関係にあった。

寛永十一年(一六三四)閏七月に二条城において初めて將軍家光に拝謁(十四歳)。同十五年十月、書院番士となり、正保二年(一六四五)閏五月、二十五歳で父の遺跡を継いでいる。『思忠志集』に収録されているもつとも古い記事はこの頃書きとめたものである。

その後、万治二年(一六五九)までの間に、豊後国で目付代を務めたのはじめ、日光山の石垣修補、常憲院殿(綱吉)の御殿造営、日光山御宮修造等に関わった長重は、寛文二年(一六六二)九月に使番に転じ、同年十二月に布衣の着用を許された。延宝四年(一六七六)五月に先手鉄砲頭を拝命。天和二年(一六八二)四月に五百石を増され、知行は三千三十石余となった。

元禄二年(一六八九)五月に鎗奉行に転じ、同七年(一六九四)八月にさらに旗奉行に転じ、同十四年(一七〇二)八月、老衰を理由に旗奉行を辞して寄合に列した。このとき幕府から「時服五領、黄金五枚」を拝領している。同年十二月、八十一歳で致仕(隠居)。養老料として廩米(蔵米)

三百俵を下された。宝永二年（一七〇五）十二月没。享年八十五。浅草の長敬寺に葬られた。

長重には五歳下の同腹の弟、信俊（通称は十郎兵衛）があった。信俊は、旗本の長坂一正の養子になり書院番士になったのち、一正の遺跡を継ぎ、元禄八年（一六九五）に七十歳で没している。

*

長重の妻子についても触れておきたい。

長重の妻は、目付や小性組番頭を務めた旗本、仙石大和守久隆の女子。『元禄三十四之年 世間咄』（長谷川強校注『元禄世間咄風聞集』所収）に、元禄十四年（一七〇二）に共に齢八十に達した天野長重夫婦が、知人縁者に祝いの品を配ったという風聞が記されている。夫婦が老後も仲睦まじかった様子は、天和二年（一六八二）に六十二歳の長重が息子たちにあてた手紙からもうかがえる（『思忠志集』「千百三十一 我子共え孝之好」。詳細は平成二十五年三月の〈今月のアーカイブ〉で紹介）。

もともと『元禄三十四之年 世間咄』には、「天野弥五右衛門殿当年八十一に成り被申候。妾腹に御息出生也」ともある。長重は八十をこえても元気で、妾腹の子をもうけたというのである。その老健が評判になっていたのであろう。

長重の子女については、寛政六年（一七九四）に杏花園（大田南畝）が大久保忠奇（旗本で大番）の蔵本を書写させた『天野氏先祖書』（請求番号 一五七—〇一六〇）で『寛政重修諸家譜』の記述を補いながら紹介したい。

長男（惣領）は、天野小左衛門。多病のため出家。知行地の山城国祝園村（現・京都府精華町）の常念寺に在り、貞享四年（一六八七）正月に病死し、同寺に葬られた。『寛政重修諸家譜』には「隆覚 律師 権大僧都」

とも記されている。

二男は、依田友右衛門政武。旗本依田政勝の養子となり、寛文七年十二月に隠居した政勝の跡を継いで依田家の当主に。大番組頭を経て船手に転じ、元禄十五年（一七〇二）十月没。享年六十二。

三男は、天野甚右衛門（はじめ長三郎）長頼。寛文三年（一六六三）十一月に小性組番士となり、元禄二年（一六八九）七月、父に先立って病死。享年四十八。曾祖父・祖父と同じく高野山の金剛院に葬られた。

四男は、天野小三郎長豊。『寛政重修諸家譜』は名と通称を記すだけだが、『天野氏先祖書』には、「多病ニ付上野国知行所出塚村ニ蟄居仕罷在候 処 天和二壬戌年十月四日病死仕候 武州茅場村清心寺葬」と記されている。知行地の上野国出塚村（現・群馬県太田市）に籠もったまま、天和二年（一六八二）に病死し、武蔵国茅場（萱場）村（現・埼玉県深谷市）の清心寺に葬られたというのである。

五男は、大原門兵衛長行。寛文十二年（一六七二）五月に小性組番士となり、元禄十年（一六九七）に曾祖母（大原左近右衛門の女子で、天野繁昌の妻）の実家大原家の名跡を再興すべく、大原と改姓。同十四年十二月に父の長重から三百石を分知される（このため、長重の家督を継いだ天野昌孚の知行は二千七百三十石余となった）。宝永三年（一七〇六）三月、七十一歳で没し、浅草の長敬寺に葬られた。

現在ではすっかり忘れられてしまったが、天野弥五右衛門長重は、存生中はもとより死後も長く元禄期の名物旗本としてその名が知られていた。八十五歳という当時としては稀なる長寿を享受し、しかも八十一歳まで現職の旗奉行だった長重の老健と、齒に衣着せぬ物言いが評判となり、興味深いエピソードが語り継がれたのである。

徳川創業期から三代將軍家光までの幕臣の伝記資料集『干城録』

(一八三五年成立)や『続編武林隱見録』(一七五〇年序)には、そのエピソードが幾つか記録されている。これらの話の具体的内容については氏家『元禄養老夜話』(のち『江戸旗本老人夜話』と改題して講談社文庫に)で詳しく紹介しているので、ここでは割愛したい。

なお長重の逸事は、明治以降も、村上浪六『日本武士』(一九〇一年刊)、福本日南『元禄快拳録』(一九〇九年初版 一九三九年〜四〇年に岩波文庫版)、西川光二郎『逸話を中心としたる修養道話』(一九四〇年刊)等で紹介されている。

*

『思忠志集』には、前述のように天野長重の自序のほか、人見竹洞と山田復軒の元禄四年の序が寄せられている。

【人見竹洞序】

思忠志集序

天野長重家人守屋氏来語余曰 長重自少常以忠為本以立其志 及初仕忘身尽心 而自思多病則難勤官事 是故其飲食則不多食不違時不放飯流歎 能節之 其衣服則不過分 不好綺羅麗飾 其誠色欲至不視画女 其慎修養每日灸兪穴一壯 而不倦惰 自書諸紳戒之 其有平日所記之書 為其書也 孝于父母 友于兄弟 睦于親戚 養妻子治臣僕 同僚朋友交接之道 家居器物制度之品 及

子孫可教 臣僕可道 親戚可諫責 部

属可指揮者悉記之 以為奉上省己之助 或有新任官改職人 則其親昵者 為救其過而書先蹤之善者示

之 其不昵者 亦有就問則欲無其失

而記年来勤事之宜以授之 或励武

芸 聞秘奧有所新得則發明之 或觸

物隨時有所慮 則無晝夜無道路 大

事小事速劄記之 而就先覺正之 與

子臣論之 凡義理所係皆録之 或儒

門之教 神仏之道 兵家之格言 詩歌

之秀詞 至医卜天文曆数算術之法

有所見聞則筆之 積年累月而為編

者二千五百條 纂之為二十冊 名曰

思忠志集 別有治道政事之卷冊 擬

源氏物語之雲隱 以為副本命之曰

思忠管見 以書二部各藏兩櫃 一則

欲伝嫡家 一則欲授庶子 每語子孫

臣僕曰 忠則豈啻我一世之所勤乎

及後裔不可少忘之 不可不勵之 故

不耻文辭之拙不削重複之繁 若子

孫有賢哲者 挾其善者行之 其不善

者訂正之可也 能從我所志益励忠

誠則大幸矣 縱然愚者亦讀之而本

我忠義之志 則隨其氣質之分可勤

之 唯為奉君則不顧我之才短 不耻

我之不肖 欲使子孫不忘忠義而已

長重年四十余薦擢行人之職 俗曰使番

祇京師遠國之役十余年 而無過拔

先隊炮手騎卒大組之長 俗曰先手／大組麾下

三十四組／唯有三組 警衛管門又十余年 而無

怠 於是承命為鎗手十騎千卒之

將 俗曰鎗／奉行 執政各有美称曰 曾有戰

場之功者今麾下而長重一人耳 可

謂當世武臣之顯榮也 乃長重自年

少至七十 尊天道守忠義而有冥助

者乎 長重往請作斯集之序 小子嘗

遠遊陪侍長重之家 方今再客於江

城 以長重仁愛太渥能恤貧窮故事

之 浴其恩惠有年 常在側視其動作

熟知其志 故述所以其作書云 余聞

之有感 且與天野老人為通家之旧

好 其平生之忠誠固知之也 因叙守

屋氏言 以書其卷端 時

元禄辛未陽月 竹洞野宜卿識

野節
之印

宜
卿

【山田復軒序】

思忠志集叙

家人有嚴君者父母之謂也 此言固称

哉 事君者能以其所以愛父者愛君則

忠矣 事父者能以其所以愛身者愛父

則孝矣 忠孝慈無佗 反於身而求之而

已 東武天野長重君歲過古稀而志氣

不衰 自幼歲屹然有志于忠 以為事君

者起居眠食一言一步拳々于忠 斯心

可以称職分焉 於是衡于慮有與于忠

道者 乃取就鉛槧 或命傍侍伴筆之 以

備遺忘 今也帙成二十冊 冊約百葉余

二十冊之外更有一冊 蓋取之于獲麟

云 君之言曰 吾学非揚雄 其得無玄白

之嘲 弁昧儒者墨曷得無菽麥之差 夫前

度所書 後覽猶或自非 況乎遼遠之子

孫 不攻我郎陋乎 然攻我而思之者亦忠

也 其卷而斥之何若 存之于家 以助子

孫之忠乎 只冀後之子孫從事仁智 以

成真忠而孝慈 因之以有盛也 是我願

也 投牋于余命之序 余曰 至哉君之篤

志也 其誰不思 思忠者思之大也 其誰

無志 志忠者志之正也 已大已正 夫何

憂鄙吝之萌也 夫忠之為道實無窮 呂

牙之扶武王忠也 夷齊之扣馬諫亦忠

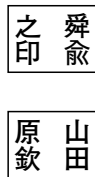
也 忠豈一端而尽哉 亦在反于身而求

之而已 君之子孫其幸念之

元禄辛未季秋上浣

復軒山田原欽執筆于

長陽書齋



*

以下、紙幅が許す限り、『思忠志集』の件名細目を挙げることにする。漢数字は件名の通し番号で、その下が件名である（ともにゴチック文字）。

件名は「思忠志集目録」のものではなく、本文に朱書で記されているものを採用した（両者の内容は同じだが、「目録」の件名は、総じて本文中の件名の下に「事」が加筆されている）。

件名だけでは内容が不明確な場合、あるいは特に興味深い内容を含む場合は、眼目となる箇所を抄出したが、本文が長文で主題が多岐にわたる場合、あるいは同様の内容を繰り返し記したものについては、件名のみを記した。西暦年や*を付した注は、氏家が補記したものである。なお判読困難な箇所は■で示し、括弧内に記したふりがなのうち、カタ仮名ものは原文に付されていたものである。

一 自丈山翁之外題 寛文丙午（一六六六）冬

愚得抄

智者も千慮に一失有り

愚者も千慮に一得有り

* 丈山は、江戸時代初期の漢詩人石川丈山（一五八三—一六七二）

二 廉貪 正保（一六四四—四八）の初つかた

廉は損に似たる得なり 貪（むさぼ）るは得に似たる損なり

三 臣兼子之心得

君きみならずといへども臣以（もって）臣たらずんばあるべからず

* 『古文孝経』孔安国序の中の文章。『平家物語』『太平記』にも

四 文宣王忠孝之言

君のためには忠あつて父のためには孝あれと文宣王（孔子）のたまひけるにたがわず（違わず）と成り

五 和泉式部像想歌 正保の初つかた

をのか身の己か心に叶ぬお思ははものをおもひしりなん

実に我身を心にまかせぬ世のならひなれば まして人をうらむるはひかことなり

六 隱岐院御遷座之時御歌

浮世にはかゝれとてこそ生けめ

断しらぬ我涙哉

* 『土御門御集』に「うき世にはかかれとてこそ生まれけめ ことわりしらぬわがなみだかな」

七 風雅集姿言葉

すかた(姿) たかからんとすれば心たらす(足らず) 言葉こまやか
ならんとすれば其さまいやし

* 『風雅集』序の中の文章

無礼・不忠・邪欲・功誇・大酒・遊宴・拔折羅(ばさり)・傾城・双六・
博奕・剛縁・内奏・不直(ふちよくの) 奉行

* 『太平記』の中の文章

八 敬義古語

義勝欲則昌 欲勝義則亡

敬勝怠則吉 怠勝敬則滅

(義 欲に勝てばすなわち昌(さか)え、欲 義に勝てばすなわち
亡ぶ)

* 『六韜』の中の太公望の言葉

一一 為君実難

君たる事を難(かたし)

君の徳備ても君の政なければ危し 君の政あれとも邪臣下にあれば
危し

一二 為臣不易 前後の二章遠藤五郎大夫筆跡也

臣たる事の不安

臣の儀備て臣の職を勤めされは危し 臣の職を勤ても君の徳傾けは
は危し

九 不二古語

愛有下順 威有上立 愛故不二

(愛は下の順うに有り。威は上の立つるに有り。愛する故に二へふ
た(ころ)あらず)

* 『尉繚子』(うつりようし)の中の文章

一四 俛命不如療治 承応(一六五二―五五)初の頃及(ころおい)

腹心の虫を不治して天命を待んより鍼灸の療治をせよと云。是忠言
也

十 四時古語

天者陰陽寒暑時制也 四時無常位 亦有短長

(天は陰陽寒暑時制也。四時に常の位なし。日に短長有り)

* 『孫子』の中の文章

一五 殺身成仁

無求生以害仁有殺身以為仁

(生を求めて以て仁を害すること無し 身を殺して以て
仁を為す有り)

一六 孟子之語大丈夫

孟子の語なり

一一 十三行 正保の初つかた

富貴も淫すること能わず 貧賤も移すこと能わず

* 『孟子』中の文章

一七 亡身基

好色者亡身基

一八 不孝之者不忠

父母に不孝なるものは君に不忠節と候は、主君の法度背く輩は臆病なる人也 子細は主より所領を被下渴命をつなぎながら 其家の仕置を背くは恩を不知候。

一九 不心懸之者

承応初の頃をい 徳松様御館御作事書物之用可達とて江戸へ下向之節書之 以上吉岡道益筆蹟也

不心懸の者は不案内也 不案内の者は不穿鑿也 不穿鑿なる者必慮外也

二〇 忠臣之法

太平記評判序有 凡忠臣主不義見諫諍 嚴顔犯被討事不悲 (凡そ忠臣は主の不義を見ては諫め諍ふに、嚴顔を犯して討たれん事を悲しまず)

二一 不義富貴浮雲

魯論に記 宜哉 不義而富且貴 於我如浮雲

(不義にして富み且つ貴きは、我に於いては浮雲の如し)

* 『論語』述而の中の文章

二二 醍醐帝政道寇讎

承応之初の比及(ころおい) 太平評立后にあり

醍醐帝発願の御文云 朕有迷色女 不聞其謂 不思益親 為政道寇讎云々

(醍醐の帝、発願の御文に云はく。朕色に迷ふ女有らばその謂ふことを聞かず、益(ますます)親しむことを思はず。政道の寇讎たり。)

二三 忠者輝主威

太平記評判二冊目に有り 忠と云は 主の命に替て討死せん事を思ひ 主の威を輝さん事を思ひて 身の為にせざる等也

二四 不猜臣威可知

同(太平記評判) 臣下たがいに威をそねまずして親きは和なり 少人数にても和なれば強し

二五 訥言敏行

同(太平記評判) 言訥して行に敏は君子の法也

二六 誹謗之罪不誅而後良音進

龍輶品三に有 古人云。烏(ウヘン)の卵もそこなわず しかふじて鳳集誹謗之罪も不誅 而して後 良音進

二七 城中造作 万治三庚子（一六六〇）十一月中

次第不同 存出候時すき々々に可書覺

御城中御造作別て火事之時分不被為合

二八 城米蔵方角

御城米御城内御近所に所々其積りを以可被詰置義

二九 守城古歌

人はへい人は石垣人は城 なさけは味方あは敵也

三〇 人困窮起

人のこんきうするは身代ならぬより過半発するへき哉の事

三一 人無困窮本

人の身代のなる様にせんは 御仕置古より日本のおこり■

又は御すまい■も可在か

三二 大国治様

大国をおさむるは小魚をにることく可成

三三 治国作法

今時は言すくくなによろしき御作法を願

三四 盈虧十六夜 万治三庚子十一月中

諸事に十六夜の月の心可在哉 常に満ると存へし過たるを人知かた

しと見えたり

三五 本不窮与禄招仇

無理はなくしてぢひ在家にても 身代いかほど拝領しても勝手

つゝかぬこと有り。

三六 君臣譬

君は舟臣は水 水能舟をうかべ水又舟をくつがへす

三七 欲心可化善 万治三庚子十一月中

三八 道幅 万治四辛丑（一六六一）三月朔日

今ほと江戸の道はゞせまくして時に不合か 人多なるによりはたら

き成かね候はんか

三九 人之頭目利

人の頭になるは 人のめきゝするほとなるものをえらみなしたきこ

となり

四〇 武士混乱町人 万治四辛丑三月朔日

武士にて其心はわきへ成 町人のことくになるもの多し 是は身代

つゝきかね利欲にかゝわる故也

四一 為御世十目所見

御代よくおさまりたることはあげてかぞへられず【中略】この上に

弥万々年おさまらん御代なれば 悪鋪分をき、出し見出 其をしるしをりにふれてひゞかしもせば御為たらんや

四六 上方関東御城郭御用心 寛文元年辛丑（寛文元年〓一六六一）九月

十一日に書也

四二 悪敷与頭 万治四丑三月朔日に験之（これを記す）

人のかたぎ 利欲を以すなをならぬもの之に 人の頭 或はちへ（知恵）うすく又はがまん（我慢）をたて 扱は欲にふけり けいはく（軽薄）するくみのものをよしと思

四七 遠国名違御目付 寛文四甲辰（一六六四）十一月五日

奥州さつま其外国の末には御蔵入少も在之て御代官被遺義可宜御仕置と奉存候

四三 悪敷与頭威勢并控過 万治四辛丑夏の比（頃）

彼悪鋪頭のしかた 我はせい（勢）を持たかり 又は御為をわき（脇）へなし身がまへまでにかゝわり ちへ（知恵）うとき人は 御老中へもの申もひかへ過 くみ中のくつろぐを御為とせず

四八 世間之目付令去困窮 寛文四甲辰の年十一月

天下はわか天下にあらす天下は天下の天下と云時は 其天下のつかさの御人諸人を御めぐみ可被成御役に被成御座

四四 日本住居 七月四日に書

御住居の第一は軽を御用 御公儀の御心楽を御用可有義也 けっこう（結構）して楽にあらず 【中略】金銀をちりばめては悪ことあるとも軽に悪は有間敷と愚意には存候

四九 天下之主御賞罰

天下の御あるしとしては賞罰あきらかに被遊 諸人を御すくい可被成御役に候ま、昼夜御心にかけてせられへきに 臣下として其志うすく被請たる衆は、下のわかま、せざるようと計被存方も有と相聞候

四五 慈悲殺生 殺生慈悲

御仕置によることは勿論に候 其品多き内に本末可在候 尤時により末を本にし せつ（殺）生のぢひ（慈悲）ぢひのせつ生も可有候 第一は人しんくしても其をおもわす うとき人も礼をこのむ様にして へつらいなく道をたて楽様にするは すりきらぬにしくは有間敷哉

五〇 治下先可治我身 寛文四年甲辰霜月十二日の夜

したがふ人ををさめんとならば 第一我等身ををさむべし

五一 治下以慈悲

われはならざれとも 子やひくわん（被官）百姓等したがふともがらをろくにせんとするは尤也

五二 従者如子 寛文四甲辰十一月十二日の夜

家人も百姓も子のごとくにせよと云は尤也 然とも誠の子のごとくにはあるべからず

五三 従輩従天為預思

人をつかふに天より預たるよと心得べし わがものと存はひがこと(僻事)なり 扱善悪をたゞし善にをもむく様にほめそしり 心永いろ々々にして道に入 家ぎやう(業)を勤様にすべし

五四 自下善悪云家可栄 寛文四甲辰十一月十二日夜

家内をさむること家人共主の能きも悪きも可存により 少の言にてもよきこと云を写■中(アタリ)をとりにて可行 下よりもあしきこととをいわせ用様にする家 天理に叶さかゆべきすいそう(瑞相)なり

五五 行道者欲心有間敷

能ならんとてよくするは 道ながらも欲心より発故 道の心に叶べからず

五六 人悪敷間敷

たゞ々々人にあしくすまじきと行義かん要たるべし 随ものを罪と行もあしくするにあらず 人のいのちをたゞば別て能くしあんあるべきことなり ゆめ々々自由すべからず

五七 使去欲可導

人欲きりもなきことたるべし 其にものをくれ隙にしてと存とも何ほとも望たえざるとあいみえ候

五八 減欲増慈 寛文四甲辰十一月十二日夜

欲を日に増へらし ぢひ(慈悲)深き人は日に随善事来たるべきなり

五九 去欲催善心得違

欲を去といえば道心者の様になり ぢひをするといえば女人の方便にとが(咎)人をも理なくゆるす様に究 奉公もわき(脇)えなり いせいもなく をぢけもなき様に成なり

六〇 不知死古語

みな人のしりがをにしてしらぬかな かならずしぬるならいありとは

六一 武士心掛品

武げい(芸)をけだい(懈怠)なく可勤義也 先達者に成 息災にも成 力も出 家職を勤候へば 家内作法能可成 たとへげい(芸)は不上とも身すくやかに成が心懸成に

六二 其家々之業作不可緩怠 辰霜月二十三日

其家々の行作を常に可勤ことなるに 武士の家に生ながら御世静謐故に常に武げいいらざるに付 遊山ら敷ことにかゝり 其にて人の

まじわりをしていとなみよきと存もの多といへとも

六八 愛自己身 同日

たゞ々々わか身を大切に不便がりひいき有べき第一といへとも 大
かたは氣つなにて為を思 為にする事を見きくに 我がひいき等は
あらて皆あたに(仇)成こと多と見へたり

六三 人々心故損 寛文四甲辰十二月朔日

人々心ゆえに損する間 せめて不調法と存はせて 其身ひかことは
なくぢこく成とをもち 或は何のぎんみ(吟味) もなくうか々々と
仕ものも多と存候

六九 鉄炮五町之付目当同玉薬 寛文四甲辰年十二月十五日

つねの通に小ばな(鼻)のきわにをやゆび(親指)をあて、は壹丁
へ中(アタル) 小はなのなかえあて、は二町ゆく 小はなの下へ
付ては三町へ行

六四 昼夜警生死 寛文四甲辰の年十二月二日

月に死生有様に人一日に死生有と究候 先朝は生 たとへば六十を
命ならば 昼時は三十計の様に候

七〇 鎧小桜 同日

小さくらは ちいさき金のかなもの

六五 忠綱宇治川先陣之警従下可使得物化 辰十二月八日

足利又太郎忠綱宇治川先陣の時 水さかまり所は岩ありと知べし
よわき馬を下手にたて強に水をふせがせよ 流武者には弓はずを取
せ たかいに力を入べしと たゞ一人の下知によつて さばかりの
大河なれとも一騎も不流

七一 同表革 同日

をもて革は し、のそめ革

七二 交粧 同日

きやうしやう(交粧)は すきたての革にてそで(袖)のへり(縁)
つ、みたるを云哉らん

六六 治心六ヶ条 同十一日

心をしづむる事肝要也 二六時中誠をつくさんと心に懸事肝要也

七三 綾文 同日

右のきわを白き赤き糸にて水引のこたくにへりを取たるを りやう
もん(綾文)と云と覚候

六七 医心 寛文四甲辰十二月十一日

似合に医心の分別有べし 先朝夕の食物等命つなぎの心養の薬と究
給様こなし様時に応 年に応 食物により身遣に付てもくれ々々し
あん(思案)可有に

七四 伏縫糸 同日

きやうしやう(交粧)のきわをたくぼく(啄木)の細き糸にて二筋
へり(縁)を取たるをふせぬい(伏縫)の糸と云かと覚候

*啄木の糸は、啄木組にした糸

七五 縁縫糸 同日

へりをたくぼくの糸にてぬいたるをへりぬい(縁縫)の糸と申哉と
覚候

七六 胸板次第 同日

むねの上の板をむないた(胸板) 其次を一の板と名くる

七七 間金物 寛文四甲辰十二月十五日

きやうしやう(交粧)の上などに菊からくさ(唐草)等のかなもの
(金物)細く在之 是を間かなものと申候

七八 中之緒共七箇(シツカノ)緒共云 同日

袖の中に付る革緒を中の緒とも

七九 水舌之緒 掛緒 浮緒 同日

袖の環に付糸の緒を水のみ緒と申候 袖の後のかたの付糸の緒を
かけ(掛)緒と云

八〇 梅檀板 鳩尾板 同日

よろいのむねにたんじやく(短冊)のことく二つあり 左をせんだ
ん(梅檀)の板と云 右を鳩尾の板と云

八一 太刀討之板 障子之板 同日

袖のつけ根にしやうじ(障子)の板のことくにあるを太刀討のいた
と云

八二 可持第一第二 辰十二月二十日

馬第一物をぢ(怖)せざる吉 第二足強爪吉

八三 馬乗第一 同日

馬乗第一かけ手放

八四 馬乗習様 同日

馬乗習様 頭を天 いしき(臀)を地のごとく 鞍にのらんより馬
に乗 馬に乗らんより其しんに乗べし

八五 馬乗鞍掛手放 寛文四甲辰十二月二十二日

鞍懸手放のけいこ(稽古)の為 手綱なしに鞍かけをひきくして
鐙の下壺寸ほどあけて台をして 其に繩を四所につけ 其を引せて
手放のけいこすべし

八六 馬乗習鞍掛稽古 同日

馬のたかさに鞍かけをして其に乗せ 前に土俵をよき比におかせ
木馬のはしさを土俵へあたる様に乗たをし 前へおちさる様にけ
いこ(稽古)可仕候

八七 人生可愛人 辰十二月二十三日

人に生なば人をあいすべきが本たるべし 人をあしくせば人外也
扱人をまかないかぬるならば 一人のすまいしていんとん(隠遁)
にしくは有ましく候

九四 同 同

ちいん(知音) 近付に至まで見出ものは はんじやうのもとひと
しるべし

八八 始終本末 甲辰十二月二十六日

去人の云 万に始終本末の究すべし【中略】加様に雪つもれば火事
有ましきとゆたん(油断)するなり 家内より火出時雪にて馬通さ
へ不自由成にと申候事

九五 同 同

人のあく(悪) 成を笑止がり能成を可祝ものは はんじやうのもと
ひとしるべし

八九 擲万方可為能人道 寛文五年乙巳正月二日

万方をすて、も人たらん道は 人に念比すへきこと本意たるへし

九六 家門亡目利 寛文五乙巳年正月十日

理持ながらも人多ころす義 此方より前方のしかたあしくして立腹
故に亡は非也

九〇 家内繁昌目利 巳正月九日

家人おもひつきたらんは 其家ははんじやうのもとひと(基)としるべ
し

九七 同 同

人の出世すへきをさまたげ私の理にするともから(輩) 家をほろ
ぼすもといに候事

九一 同 同

おん(恩)をわすれざる人 はんじやうのもとひととしるべし

九八 同 同

人の為を不思 なくさみ(慰み) 一へんに興行して人民のくるしむ
ことをおもわすんば 其ついへ人のいたみと云 家を亡すもといに
候事

九二 同 同

おごりのなきものは はんじやうのもとひととしるへし

九九 城中鉄炮之薬過人用様 同

鉄炮の薬 城中と云とも 多置ば火の用心雷火の究をして念人可置
ことに候

九三 同 同

りよくわい(慮外)になき人は はんじやうのもとひととしるへし

一〇〇 息災 同十一日

第一のけいこ(稽古) 息災に成 義を可願事

一〇一 正路 同

正路に成 義をくふうすへき事

一〇二 知本 同

本を知 義を分別すへき事

一〇三 立腹 同

立腹せざる様にしあん(思案) 可在事

一〇四 楽 同

楽を常にある様に可究事

一〇五 死安 同

死を安様にふたん(普段) たしなむへき事

一〇六 像想 同

をもうやりを万方に可仕事

一〇七 盈 同

ぶだんみちたると可存 ばちあたり給不可事

一〇八 武門之家業品々 寛文五乙巳正月十一日

家職を可存 馬 がんちやう ちから 飛弓 鎗 鉄炮 太刀
くみあい

一〇九 兵書文字 同

武書並文学少もまなぶへき事

一一〇 寢時観念其日之罪 同

ねる時其日のつみ(罪)を心にてせんぎして あしくはぢごく(地獄)へ落 人のためよくもあしくもせずは中たらん よきならば仏として可祝

一一一 時明人目利 寛文五年乙巳正月十二日

けつこう成御調可在御人のこんき(根気)よく もの覚よく りちぎ(律儀)むよく(無欲)そうに しようね(性根)らしくかた(堅)くみえ そ、けざる様に見ゆる御人

一二二 人被愛隣 同十八日

人のこ、ろにかわいからる、様に可有候 か様にあらばあ(悪)しきものにはおぢ(怖)らる、心可有候

一二三 人之去心苦 寛文五乙巳年正月十九日

人に心苦さするは わか(我)りうん(利運)にて自由をして心よきと覚 徳付たる様なれとも 徳に似たる損多かるへし 能々しあん(思案)可在

一一四 冥加尽者 同日

人にあしくせんものはもうが(冥加)につ(尽)くべし まして人の内にも人らしくなくとも 主君おや其外をん(恩)のうけたる方へぶさた(無沙汰)せば 別て天命に背 ばつ(罰) あたるべし

も御めぐみ深 くるしまざる様にと御願御目付申上候は、

一一九 仕政衰 同二十四日

仕置等其外もをとろへては書を用こと有とみへたりと古より申伝由の事

一二五 為人道 寛文五乙巳正月二十日

人たらんはあくまでこう(孝?)にしてをそるゝことなく ぎり(義理) たゞしくして少も道のかけたることなく をん(恩) のしばらくもわすれず

一二〇 忠之道不凶思出天下古今仕置 同二十五日

御為を存るがあまり今朝思出候義書驗(〓記)候 人々深欲きりもなきときこえ候 又よきには付たがり見合をするものがちに候 其心にては少もおん(恩)を覚 ぎり(義理)の少も有もの珍敷候 死するを雨山(〓天山 たいそう) いやかるとも聞え候

一二六 忠節大規 同二十三日

内のものをつかふにもましてほうばい(傍輩)を主の為に取たつるにも 先大かね天下の為と存 いのち(命)を取とも天下のどく(毒)に成天理に背候ものを死さい(罪)に可行

一二一 察元朝日色則知一歳吉凶 同二十五日

巳の日元日にあれば人さわぎ死人火事なども有と去仁おしへくれ候 処に 正月二日に松平越後守殿上屋敷焼失 風なし一軒焼る

一二七 人之目利 寛文五乙巳年正月二十三日

人のめき、(目利) 武士の先ちそう(馳走)すべきはこしぬけ(腰拔)にてなきもの 扱欲なきもの、事 りちぎ(律儀) なるとみへんは 欲遠わたくしなきともがら(輩)に候 かた(堅) き人と云は強みある仁たるべし

一二二 一方善万方吉 同二十六日

ひとかた(一方) よければ万方へ心をつけざれとも行道自由にして ぢひ(慈悲)に成 忠孝にも可叶

一二三 為下不計上 同日

下もとして上みをはからふことなかれと上古より申伝候 誠なる哉

一二八 目付之役人 寛文五乙巳年正月二十三日

何御目付にても末葉迄人の少のいたみ(痛み)にても公義へ申たて 御すくい候様にあること 幾人にかぎらず日本国中の人いつれにて

一二四 有数々思歌

もろ々々のおもひやりたるみな人は 常をみつるとゆきてたのしむ

一二五 安死歌

死をやすくもとをつとめて行ときは おともかまなきこゝろ成へし

一二六 万悪 五月

万の悪欲よりきさすべき事

一二七 依我身知人 同

我身のいたさ(痛さ)をしり 人のいたさを知るべき事

一二八 情 同

なさは人の為にあらず候事

一二九 情欲 同

なさけが身の為と心を付も 欲に成悪(アシ、)

一三〇 男女之情 五月

なさけと云に罪を免し 或寵愛せん事を思計(ばかり)に女人躰のもの一へんに心得るもの有り いためて人のみせしめにもし 善人を多して 悪人は天理に背嫌故 随てたゆる様にするをも天地の掟と存可勤事

一三一 成仏

仏説に曰 仏にならん事をおもはんより 先づ人とならん事をねがへと也

一三二 古凶因果 同(寛文五年五月)

古より凶に如有之 蟬を蟻螂とらんとし 其を雀取るを獵師射るを 虎人をねらふ時に 古井在て虎も己と落 井も滅する様に先計(ばかり) 見て我にたゝるをしらず

一三三 進善忠臣 同

人をすゝめ善悪を正し行ふ奉行は 欲を去 慈を思事を急 静に奢ぬやうに勤るを忠臣能人と可申事

一三四 忠臣静心 寛文五乙巳年五月

臣下前章の意得のもの静に仕つけば 自然之時も心不乱 道理に叶可果候

一三五 下不劳勳 同

礼義に随ては下人いたむをも乍思捨べし 然間常を知せ苦に不思議に行べき事

一三六 従者不異子 閏五月(寛文四年)

我に随輩を如子して可導事 但てい(躰)を見るにへんほう(返報?) 成かぬるともがら(輩)へは 立腹の分量に合せあたり強し 自然に道理に背も有べし

一三七 為人本 掟

人とならん事を可願 万にまよひあり 先（まず）人と生しては人と存し 人たるを願事うすし 諸事に其本正さざれば行事あやうし

一三八 為人道天人地 附数々之像想之歌心ヲ平直ニシナキナソノ歌

人たらん道 天人地と云て天地とならべり 然れ共欲心にをふわされ人にて人にあらず 天地の作法を能々かんがへ似せ候様にするを本と云べし【中略】

諸々のおもひやりたるみな人は つねにみちんとゆきて楽

一三九 務本家業易死歌

本を勤は人々家ぎやうにより品にしたがい 或は其時によりても本あるべし 先心の本とは信成べきや 武げいの本とはがんじやう（頑丈）馬か【中略】

死をやすく本をつとめておこなふは おともかもなき心成べし

一四〇 因果両輪

いんぐわ（因果）は車の両輪のごとしと云 つら々々くわん（觀）じ見るに くいもの（食物）能食とてもすぐればあしく 身よわき時はすくなく服するとおもへとも悪し【中略】人こんきう（困窮）せは国破れ おのづからくわほう（果報）いみしききりやう（器量）あるかたえ其国つくべし【中略】

右重て披見候て悪敷所度々可直者也 仍如件

寛文四甲辰十月朔日

一四一 忠道十七ヶ条

一人を能遣事 一武芸勤事 一子を能そたつる事 一身持之事（長三言） 一常に満ると思事 一火の本能仕事 一養生之事 一楽む事 一死を安する義しはらくもわするましき事

*長三は長重の子の長三郎長頼

一四二 使人様十五ヶ条

ものをくるゝ事 一けいこ仕習すること 一うらみなき様に仕事 一我にあしくあたればわか身をかへり可見事 一なさけおかくる事（長三言） 一賞を正する事（同） 一罰を正する事（同） 一しひ（慈悲）之事（乙女言） 一思遣事（門兵衛言）

*乙女は長重の次女か。門兵衛は長重の子の門兵衛長行

一四三 養生七ヶ条 寛文五乙巳年

養生

一朝おきの事 一房事 一楽を求苦をしり候事（長三言） 一ひるねをさろふ事（同） 一よい（宵）にはやくねる事 一身を遣事（門兵衛言）

一四四 武芸十二ヶ条

武芸次第

一がんちやう 一馬 一鎧 一太刀 一いやい（居合） 一くみあい 一弓 一鉄炮 一水れん 一走 一飛 一力

一四五 世間之人善悪ヲ思易様 巳（寛文五年）二月八日

世間のてい（躰）を見るに 人に念比（ねんごろ）するも偏にわか（我）

為計（ばかり）と相見へ候 能々（よくよく）見すかせばわか為も
しかと不知 当分のわか為を存 天よりさずかるを不知 不便成て
いに候

一四六 老子経天下難易 同十日

老子経に天下の難（カタキ）事は必ず作於易（易（ヤスキ）よりお
こる） 天下の大事は必作於細（細よりおこる）といへり

一四七 賢愚 同日

賢は愚にかへると云事有

一四八 迷色 同十二日

色欲の道いつれもまよふとみへたり 此欲心方に通 悪を求む 生
付き光玉たりと云とも欲にてくもり不明

一四九 神々人々 同十二日

神の神たるは人の礼に依て也 人の人たるは神の加護に任（マカセ）
たり

一五〇 頼天地 同十三日（寛文五年二月）

天地をたのまずしては人の道ぢやうじゆ（成就）成べからず 石垣
を高くし溝を深くし水をためようがい（要害）をよくしたると思と
も 人をもたずはようがい役にたちがたし

一五一 城ヲ遶攻 同十四日

城を廻（マキ）責に食不足ならば女を落すべし 然ば其女敵の眼前
にてころし候は重てお（落）つ間敷候 又云 くわい人（懐妊）の
女もあらん 左様候者敵の子をうむべし ゆだんすまじき事

一五二 扶桑国奢止平安 同日

先は国舟のつうろも止め申度候 薬のことかけ（事欠け）候義も有
間敷候 天命かぎり不來は死べからず 薬にて死するも有べし 其
国々へ付たる薬種にてつなぎかぬる命は無是非候

一五三 讒人乱国 同十五日

讒臣乱国 妬婦破家とも云 叢蘭欲茂秋風破之 王者欲明讒臣隱之
ともいへり

* 『帝範』に「叢蘭欲秀秋風敗之 王者欲明讒人蔽之」とある。

一五四 積善不積善 同日

積善之家必有余慶 不善之家必有余殃

* 『易経』の中の文章

一五五 行善行悪 同日

行善則休徴（ヨキシルシ 吉兆）報之 行悪則咎（アシキ也 天の
咎め）随之

一五六 父祖之善悪 同日

父祖の善悪必及子孫

一五七 思親吾子 同十六日

世間のていを見るに 親我子此三人の為を思に子我親此順 乍去子
と云も我也 親を先にするも大かたは勤にて心は末に成るてい多し

一五八 冠履笑顔嘲下蔑 同十六日

雖冠古猶居頭 雖履新尚踏地（冠古きといえども頭にすえ、履新し
きといえどもなお地を踏めり） 瞋（イカ）れる拳し不当笑顔（笑
顔に当たらず）【中略】下に居て嘲上（上を嘲り）愚にして賢を蔑
にするは悪也

一五九 女与下臈心 同日

大方は女と下臈とは賢き様なれ共 思慮浅き者也

一六〇 今生過去之宿執 同日

今生の災害は過去の宿習に報べし

【以下、次号に続く】

（主任公文書研究官）